

神鉄線 IC 証票乗車券取扱規則等の一部改正について (2023年5月1日から適用)

現 行 (旧)	変 更 (新)
<p style="text-align: center;">IC 証票乗車券取扱規則</p> <p>第2条 (用語の意義)</p> <p>この規則に掲げる主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(11)「ICOCA 乗車券」とは、西日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 西日本」といいます。) が発行し、JR 西日本、当社等が発売する IC 証票乗車券を媒体とした乗車券をいいます。</p> <p>(12)「特別割引 IC カード」とは、株式会社スルッと KANSAI が発行する「第1種身体障がい者・介護者、および第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」をいいます。</p> <p>(13)「本人用カード」とは、別に定める第1種身体障害者または第1種知的障害者が使用可能な特別割引 IC カードをいいます。また「介護者用カード」とは、本人用カードで乗車する際に介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引 IC カードをいいます。</p> <p>(14)「リファレンスペーパー」とは、IC 証票乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいいます。(注)「リファレンス」と「レファレンス」は同義として取扱います。</p> <p>第10条 (制限事項等)</p> <p>(中略)</p> <p>5 記名式 IC 証票乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。</p> <p>(中略)</p> <p>第13条 (チャージ等)</p> <p>IC 証票乗車券は、自動精算機等によりチャージすることができます。</p> <p>(中略)</p>	<p style="text-align: center;">IC 証票乗車券取扱規則</p> <p>第2条 (用語の意義)</p> <p>この規則に掲げる主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(中略)</p> <p>(11)「ICOCA 乗車券」とは、西日本旅客鉄道株式会社 (以下「JR 西日本」といいます。) が発行し、JR 西日本、当社等が発売する IC 証票乗車券を媒体とした乗車券をいいます。</p> <p><u>(12)「モバイルデバイスの ICOCA」とは、JR 西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、SF 機能のみまたは SF 機能に定期券機能を付加した ICOCA 乗車券で、JR 西日本がサービス内容及び利用条件等を別に約定したものをいいます。</u></p> <p>(13)「特別割引 IC カード」とは、株式会社スルッと KANSAI が発行する「第1種身体障がい者・介護者、および第1種知的障がい者・介護者用特別割引 IC カード」をいいます。</p> <p>(14)「本人用カード」とは、別に定める第1種身体障害者または第1種知的障害者が使用可能な特別割引 IC カードをいいます。また「介護者用カード」とは、本人用カードで乗車する際に介護者として同行する旅客のみが使用可能な特別割引 IC カードをいいます。</p> <p>(15)「リファレンスペーパー」とは、IC 証票乗車券に付随し、その情報を記した帳票をいいます。(注)「リファレンス」と「レファレンス」は同義として取扱います。</p> <p>第10条 (制限事項等)</p> <p>(中略)</p> <p>5 記名式 IC 証票乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができません。<u>なお、モバイルデバイスの ICOCA については、「券面」を、「携帯情報端末の画面に表示されるモバイルデバイスの ICOCA 券面」と読み替えるものとします。</u></p> <p><u>5 の 2 モバイルデバイスの ICOCA は、当該 ICOCA 乗車券に記名人として登録された JR 西日本が別に約定するモバイル規約等に定める WESTER 会員本人に限り使用できます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第13条 (チャージ等)</p> <p>IC 証票乗車券は、自動精算機等によりチャージすることができます。</p> <p>(中略)</p>

第 14 条（利用履歴の確認）

旅客は、IC 証票乗車券の利用履歴を別に定める箇所に申し出ることにより、次の各号に定めるとおり確認することができます。

（中略）

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用履歴の確認はできません。

（中略）

第 20 条（無効となる場合等）

IC 証票普通券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とします。

（中略）

2 前項によるほか、記名式 IC 証票普通券にあっては、次の各号のいずれかに該当する場合は無効と回収します。

（中略）

第 30 条（無効となる場合）

IC 証票定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とします。

（中略）

3 第 1 項および前項の規定により無効とした場合は、当該 IC 証票定期券を回収します。

附 則

（新設）

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、チャージできません。

(1)携帯情報端末を媒体とした IC 証票

(2)モバイルデバイスの ICOCA

第 14 条（利用履歴の確認）

旅客は、IC 証票乗車券の利用履歴を別に定める箇所に申し出ることにより、次の各号に定めるとおり確認することができます。

（中略）

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、利用履歴の確認はできません。

（中略）

(3)携帯情報端末を媒体とした IC 証票

(4)モバイルデバイスの ICOCA

第 20 条（無効となる場合等）

IC 証票普通券は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とします。

（中略）

2 前項によるほか、記名式 IC 証票普通券にあっては、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とし、当該 IC 証票乗車券を回収（携帯情報端末を媒体とした IC 証票及びモバイルデバイスの ICOCA の場合は、アプリケーションの利用を停止）します。この場合、デポジットは返却しません。

（中略）

第 30 条（無効となる場合）

IC 証票定期券は、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とします。

（中略）

3 第 1 項および前項の規定により無効とした場合は、当該 IC 証票定期券を回収（モバイルデバイスの ICOCA の場合は、アプリケーションの利用を停止）します。この場合、デポジットは返却しません。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。

2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2014年4月1日から施行します。

この規則は、2023年5月1日より実施します。

ICOCA 乗車券取扱規則

第2条（用語の意義）

この規則に掲げる主な用語の意義は、IC 規則の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「ICOCA 乗車券」とは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」といいます。）が発行し、JR 西日本、当社等が発売する IC 証票乗車券を媒体とした乗車券のことをいいます。

（中略）

(9) 「デポジット」とは、ICOCA 乗車券の利用権の代価として収受するものをいいます。

(10) 「SF」とは、ICOCA 乗車券に記録される金銭的価値のことをいいます。

第2条（ICOCA 乗車券の発売）

当社線で発売する ICOCA 乗車券の種類は次のとおりとします。

（中略）

5 第1項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA ~~乗車券~~は発売しません。

（中略）

第17条（小児用 ICOCA の紛失再発行）

小児用 ICOCA を記名人が紛失した場合で、旅客が別表5に定める申込書を別表2に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

5 第1項の規定にかかわらず、スマート ICOCA ~~ならびに~~ KIPS ICOCA ~~乗車券~~については取り扱いません。

（中略）

ICOCA 乗車券取扱規則

第2条（用語の意義）

この規則に掲げる主な用語の意義は、IC 規則の定めるところによるほか、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 「ICOCA 乗車券」とは、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR 西日本」といいます。）が発行し、JR 西日本、当社等が発売する IC 証票乗車券を媒体とした乗車券のことをいいます。

（中略）

(9) 「モバイルデバイスの ICOCA」とは、JR 西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、SF 機能のみまたは SF 機能に定期券機能を付加した ICOCA 乗車券で、JR 西日本がサービス内容及び利用条件等を別に約定したものをいいます。

(10) 「デポジット」とは、ICOCA 乗車券の利用権の代価として収受するものをいいます。

(11) 「SF」とは、ICOCA 乗車券に記録される金銭的価値のことをいいます。

第2条（ICOCA 乗車券の発売）

当社線で発売する ICOCA 乗車券の種類は次のとおりとします。

（中略）

5 第1項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスの ICOCAは発売しません。

（中略）

第17条（小児用 ICOCA の紛失再発行）

小児用 ICOCA を記名人が紛失した場合で、旅客が別表5に定める申込書を別表2に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から14日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

5 第1項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスの ICOCAについては取り扱いません。

（中略）

第 19 条（障害再発行）

ICOCA または小児用 ICOCA の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取り扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 5 に定める申込書を別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

第 20 条（払いもどし）

旅客は、ICOCA または小児用 ICOCA が不要となった場合、これを別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは当該カードの SF 金額の残額（以下「SF 残額」といいます。）（10 円未満の ~~は~~数を切り上げ、10 円単位とした額とします。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料として ICOCA または小児用 ICOCA 1 枚につき 220 円を支払うものとします。ただし、小児用 ICOCA を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 ICOCA を使用することができなくなったことにより、SF 残額の払いもどしをする場合は、手数料を収受しません。

（中略）

5 第 1 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA ~~ならびに~~KIPS ICOCA 乗車券については取り扱いません。

（中略）

第 21 条（ICOCA 定期券への変更）

旅客は、定期券機能が必要となった場合は、別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所において、ICOCA または小児用 ICOCA の SF 残額およびデポジットを引き継いで ICOCA 定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、他社が発売する特別デザインの ICOCA または小児用 ICOCA（以下「記念 ICOCA」といいます。）にあつては、この申し出をすることができません。

（中略）

4 第 1 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA ~~ならびに~~KIPS ICOCA 乗車券については取り扱いません。

（中略）

第 19 条（障害再発行）

ICOCA または小児用 ICOCA の破損等によって ICOCA 乗車券の処理を行う機器での取り扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 5 に定める申込書を別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA または当該小児用 ICOCA に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

5 第 1 項の規定にかかわらず、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いません。

第 20 条（払いもどし）

旅客は、ICOCA または小児用 ICOCA が不要となった場合、これを別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したとき に、当該カードの SF 金額の残額（以下「SF 残額」といいます。）（10 円未満の 端数を切り上げ、10 円単位とした額とします。）の払いもどしを請求することができます。この場合、手数料として ICOCA または小児用 ICOCA 1 枚につき 220 円を支払うものとします。ただし、小児用 ICOCA を所持する旅客が 12 歳となる年度の 3 月 31 日を超え、小児用 ICOCA を使用することができなくなったことにより、SF 残額の払いもどしをする場合は、手数料を収受しません。

（中略）

5 第 1 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いません。

（中略）

第 21 条（ICOCA 定期券への変更）

旅客は、定期券機能が必要となった場合は、別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所において、ICOCA または小児用 ICOCA の SF 残額およびデポジットを引き継いで ICOCA 定期券への変更の申し出をすることができます。ただし、他社が発売する特別デザインの ICOCA または小児用 ICOCA（以下「記念 ICOCA」といいます。）にあつては、この申し出をすることができません。

（中略）

4 第 1 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いません。

（中略）

第 25 条（発行替えの取扱方）

磁気定期券を所持する旅客から、別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所において、その券面表示の有効期間内に、同一の種類・区間および経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券を回収し、ICOCA 定期券への発行替えの取り扱いを行うことができます。

（中略）

7 第 1・2・3 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA ならびに KIPS ICOCA 乗車券については取り扱いません。

（中略）

第 28 条（紛失再発行）

ICOCA 定期券を記名人が紛失した場合で別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所において、別表 5 に定める申込書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した ICOCA 定期券（SF 残額がある場合は当該 SF 残額を含みます。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

5 第 1 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA ならびに KIPS ICOCA 乗車券については取り扱いません。

（中略）

第 30 条（障害再発行）

ICOCA 定期券の破損等によって ICOCA 定期券の処理を行う機器での取り扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 5 に定める申込書を別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の有効期間前および有効期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から 14 日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

第 31 条（払いもどし）

旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に差し出したときに、

第 25 条（発行替えの取扱方）

磁気定期券を所持する旅客から、別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所において、その券面表示の有効期間内に、同一の種類・区間および経路の ICOCA 定期券への変更の申し出があった場合には、デポジットを収受のうえ、当該磁気定期券を回収し、ICOCA 定期券への発行替えの取り扱いを行うことができます。

（中略）

7 第 1・2・3 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いません。

（中略）

第 28 条（紛失再発行）

ICOCA 定期券を記名人が紛失した場合で、旅客が別表 5 に定める申込書を別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した ICOCA 定期券（SF 残額がある場合は当該 SF 残額を含みます。）に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票を発行し、その翌日から 14 日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

5 第 1 項の規定にかかわらず、スマート ICOCA、KIPS ICOCA、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いません。

（中略）

第 30 条（障害再発行）

ICOCA 定期券の破損等によって ICOCA 定期券の処理を行う機器での取り扱いが不能となったとき、その原因が故意によると認められる場合を除き、旅客が別表 5 に定める申込書を別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、当該 ICOCA 定期券に対して再発行登録を行うことにより使用停止措置を行い、再発行登録票（定期券の有効期間前および有効期間中の場合は再発行登録票兼特別乗車証）を発行し、その翌日から 14 日以内（ICOCA 乗車券の発売箇所の営業時間内に限ります。）に再発行を行います。

（中略）

5 第 1 項の規定にかかわらず、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いません。

第 31 条（払いもどし）

旅客は、ICOCA 定期券が不要となった場合、または ICOCA 定期券に搭載した定期券機能のみが不要となった場合は、これを別表 2 に定める ICOCA 乗車券の発売箇所に提出したとき

払いもどしを請求することができます。

(中略)

(新設)

に、当該 ICOCA 定期券の払いもどしを請求することができます。

(中略)

9 第1項の規定にかかわらず、モバイルデバイスの ICOCA については取り扱いしません。

第4章 補則

第32条 (スマート ICOCA および KIPS ICOCA の取り扱い)

スマート ICOCA および KIPS ICOCA については、当社では次の各号の取り扱いを行わない。

(1) 第5条に定める ICOCA 乗車券の発売

(2) 第15・16・17条に定める小児用 ICOCA の発売・再印字および再交付・紛失再発行

(3) 第19条に定める障害再発行。ただし再発行登録は除く。

(4) 第20条に定める払いもどし

(5) 第21条に定める ICOCA 定期券への変更

(6) 第22条に定める ICOCA 定期券の発売

(7) 第23条に定める継続発売等の取扱方

(8) 第24条に定める種類または区間変更

(9) 第25条に定める発行替え

(10) 第26条に定める再印字および再交付

(11) 第28条に定める紛失再発行

(12) 第30条に定める障害再発行。ただし再発行登録は除く。

(13) 第31条に定める払いもどし

第33条 (モバイルデバイスの ICOCA の取り扱い)

モバイルデバイスの ICOCA については、当社では次の各号の取り扱いを行わない。

(1) 第5条に定める ICOCA 乗車券の発売

(2) 第11条に定める SF 金額のチャージ

(3) 第15・16・17条に定める小児用 ICOCA の発売・再印字および再交付・紛失再発行

(4) 第19条に定める障害再発行。

(5) 第20条に定める払いもどし

(6) 第21条に定める ICOCA 定期券への変更

(7) 第22条に定める ICOCA 定期券の発売

(8) 第23条に定める継続発売等の取扱方

(9) 第24条に定める種類または区間変更

(10) 第25条に定める発行替え

(11) 第26条に定める再印字および再交付

(12) 第28条に定める紛失再発行

<p>附 則 (新設)</p> <p>この規則は、2017年4月15日から施行します。</p>	<p><u>(13)第30条に定める障害再発行。</u> <u>(14)第31条に定める払いもどし</u> <u>2 モバイルデバイスのICOCAについては、「券面」を、「携帯情報端末の画面に表示されるモバイルデバイスのICOCA券面」と読み替えるものとします。</u></p> <p>附 則 <u>[旅客の輸送契約条件の変更]</u></p> <ol style="list-style-type: none"><u>1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。</u><u>2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。</u> <p>この規則は、2023年5月1日より実施します。</p>
---	---

以 上